



冬の生活を応援します！



内容 暖房用燃料や衣料品の購入、住宅の断熱対策等冬期間にかかる経費の一部を助成します。

対象者 12月1日現在、和寒町民であり、冬期間に町内の自宅に居住する世帯で下記の①～④のいずれかに該当する世帯

平成30年度の町民税が非課税の世帯			④生活保護世帯
①高齢の方がいる世帯	②障がいのある方がいる世帯	③ひとり親等世帯	
全員が65歳以上の世帯 (平成31年3月31日までに満65歳になる人を含みます)	障がいのある方が同居している世帯 (1)療育手帳所有者 (2)身体障害者手帳所有者 (1・2級) (3)精神障害者保健福祉手帳所有者	児童扶養手当の支給要件に該当する方の属する世帯	生活保護を受給している世帯

助成額 1万円 (和寒町商業振興協同組合発行商品券500円×20枚)

申請 期間 平成30年12月6日～平成30年12月28日
場所 保健福祉センター または 役場お客さま窓口

代理の方でも申請できます

申請に必要なもの

- ①申請書 申請書は広報わっさむ12月号に折り込みしてあります
- ②印鑑
- ③対象の世帯であることが証明できるもの(保険証や障害者手帳など)

お問い合わせ：保健福祉課福祉係 TEL 32-2000

年 金 あ れ こ れ ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

◎国民年金保険料は社会保険料控除の対象

平成30年中に国民年金保険料を納付されたかたには、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月または翌年2月に日本年金機構から送付されます。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税の社会保険料控除の対象となります。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。年末調整や確定申告の際に必要なとなりますので大切に保管してください。

◎11月に送付されるかた

平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方

◎2月に送付されるかた

平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納付された方

お問い合わせ先 **ねんきん加入者ダイヤル** 電話番号0570-003-004

〈受付期間〉平成30年11月1日(木)～平成31年3月15日(金)

〈受付時間〉・月～金曜日 午前8時30分～午後7時00分

・第2土曜日 午前9時00分～午後5時00分

・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用できません。